

平成31年3月1日  
独立行政法人郵便貯金・  
簡易生命保険管理機構

## 郵便貯金規定の改定について

平素より、郵便貯金をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成31年4月1日付けで、下記のとおり、郵便貯金規定の改定をいたしますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 改定する規定

郵便貯金共通規定

#### 2 改定する理由

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律(平成30年法律第41号)の施行により、法律名が変更となることに伴い、郵便貯金規定の改定をいたします。

なお、改定する郵便貯金規定の詳細については、[別紙「約款 新旧対照表」](#)をご覧ください。

#### 3 改定日

平成31年4月1日(月)

#### 【お問い合わせ先】

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構  
貯金部業務課

担当： 割石、石山

電話： 03-5472-7104

FAX：03-5472-7169

E-mail：kikou\_atmark\_yuchokampo.go.jp

(注) 迷惑メール防止対策のため「@」を「\_atmark\_」と表示しております。

送信の際には、「@」に置き換えてください。